

## 國立大學法人京都大学会計職務権限規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
(前 略)	附 則(令和7年6月総長裁定) この規程は、令和7年6月30日から施行する。
別表 (略)	別表 (別 添)

## 別表 職務権限一覧表

【事務本部（会計管理部監理課）】

職務		権限						備考
職務権限及び責任	権限事項	掛長	課長補佐	課長	部長	財務担当理事	総長	
会計公印に関すること	会計公印の保管・押印		◎					
届出・報告・回答に関すること	関係機関への届出・報告・回答（重要なものを除く）	○	●	◎				
	関係機関への定例的な報告・回答（他に定めのあるものを除く）	○	◎					
決算に関すること	振替伝票の起案・決裁	○	◎					
	決算仕訳伝票の決裁	●	◎					事務本部各課において起案・承認を要する。
計算証明に関すること	計算書の作成・提出	○	●	●	◎			

【事務本部（会計管理部経理課）】

職務		権限						備考
職務権限及び責任	権限事項	掛長	課長補佐	課長	部長	財務担当理事	総長	
届出・報告・回答に関すること	関係機関への届出・報告・回答（重要なものを除く）	○	●	◎				
	関係機関への定例的な報告・回答（他に定めのあるものを除く）	○	◎					
予算に関すること	予算の変更に関することで重要なこと	○	●	●	◎ (予)			
	予算の要求、配分及び通知	○	●	●	◎ (予)			
	予算の変更に関することで軽易なこと	○	●	◎				
決算に関すること	振替伝票の起案・決裁	○	◎					
	決算仕訳伝票の起案・承認	○	●					起案・承認の上、会計管理部監理課に回付する。
	月次報告書の作成	○	●	●	◎ (経)			財務担当理事に提出（会計管理部監理課）。
資金管理に関すること	出納責任者の命免	○	●	●	◎			各経理単位からの申請に基づく。
	金融機関との取引の開始	○	●	●	●	◎		各経理単位からの申請に基づく。
	銀行口座の開設・廃止	○	●	●	◎			口座の名義は学長とする。 各経理単位からの申請に基づく。
	小口現金の設定・変更・廃止の承認	○	●	●	◎			各経理単位からの申請に基づく。
	小口現金の精算・補充の承認	○	●	◎ (出)				各経理単位からの申請に基づく。
	釣銭準備金の設定・変更・廃止の承認	○	●	●	◎			各経理単位からの申請に基づく。
	預り金としての取扱承認	○	●	●	◎			各経理単位からの申請に基づく。
	振替伝票の起案・決裁	○	●	◎				
	入金伝票の起案・決裁	○	●	◎				
	支出伝票の起案・決裁	○	●	◎				
債権管理に関すること	滞留債権の回収計画の策定及び状況の報告	○	●	●	◎	△		
	債権保全手続の承認・報告	○	●	●	◎	△		
	債権放棄の申請・承認（授業料債権に係るもの）	○	●	●	●	◎		
	債権放棄の申請・承認（授業料債権に係るもの）	○	●	●	◎			
	未収金計上伝票の起案・決裁	○	◎					
出納に関すること	出納担当者の委任・解任	○	●	●	◎ (経)			事務本部出納責任者へ報告する。
	出納責任者の命免の申請	○	●	●	◎ (経)			
	小口現金の設定・変更・廃止の申請	○	●	●	◎ (経)			
	小口現金の精算・補充申請	○	●	◎				事務本部出納責任者へ申請する。

仮払金の申請・承認			○ (出)	◎ (経)			経理単位「事務本部」に係る分
預り金としての取扱申請	○	●	●	◎ (経)			
預り金月次収支報告書の作成・承認	○ (出)	●	◎				事務本部出納責任者へ報告する。
釣銭準備金の設定・変更・廃止の申請	○	●	●	◎ (経)			
収納額報告書の作成・報告			◎ (出)				事務本部出納責任者へ報告する。 経理単位「事務本部」（学務部（小口現金）を除く。）に係る分
収納額報告書の作成・報告	◎ (出)						事務本部出納責任者へ報告する。 経理単位「事務本部」（学務部（小口現金）に限る。）に係る分
現金残高報告書の作成・報告			◎ (出)				事務本部出納責任者へ報告する。 経理単位「事務本部」（学務部（小口現金）を除く。）に係る分
現金残高報告書の作成・報告	◎ (出)						事務本部出納責任者へ報告する。 経理単位「事務本部」（学務部（小口現金）に限る。）に係る分
現金過不足報告書の作成・報告	○	●	●	◎ (経)	△		
金融機関との取引の開始の申請	○	●	●	◎ (経)			
銀行口座の開始・廃止の申請	○	●	●	◎ (経)			
契約に關すること	契約依頼						予算配分を受けた者
	契約伺い（80万SDR以上、又は1000万円以上かつ随意契約に係るもの）	○	●	●	◎ (経)		
	契約伺い（500万円以上）	○	●	◎			
	契約伺い（500万円未満）	○	◎				
	予定価格調査の作成（80万SDR以上、又は1000万円以上かつ随意契約に係るもの）	○	●	●	◎ (経)		
	予定価格調査の作成（500万円以上）	○	●	◎			
	予定価格調査の作成（500万円未満）	○	◎				
	技術審査の結果報告（80万SDR以上）	○	●	●	◎ (経)		
	技術審査の結果報告（500万円以上）	○	●	◎			
	技術審査の結果報告（500万円未満）	○	◎				
	技術審査の不合格通知（80万SDR以上）	○	●	●	◎ (経)		
	技術審査の不合格通知（500万円以上）	○	●	◎			
	技術審査の不合格通知（500万円未満）	○	◎				
	入札等の結果報告（80万SDR以上）	○	●	●	◎ (経)		
	入札等の結果報告（500万円以上）	○	●	◎			
	入札等の結果報告（500万円未満）	○	◎				
	入札の執行		◎				落札者の決定通知を含む。
	見積書の徵取	◎					
	契約決議書の決裁（50万円以上）		◎				予算責任者等が契約を行った場合は、決裁を省略する。
	契約決議書の決裁（50万円未満）	◎					予算責任者等が契約を行った場合は、決裁を省略する。
	発注書の作成・押印	◎					
	物品役務の検査（500万円以上）		◎				別に定めるものを除く。
	物品役務の検査（500万円未満）	◎					別に定めるものを除く。
	未払金計上伝票の起案・決裁	○	◎				
	他の公共機関等から取引停止等の措置を受けた取引業者に対する取引停止の措置	○	●	●	◎		
共通経費に關すること	共通経費の予算決算に關することで重要なこと	○	●	●	●	◎	

	共通経費の予算決算に関することで軽易なこと	○	●	●	◎		
資産管理のこと	土地・建物の借入（長期）	●	●	●	● (予)		施設部プロパティ運用課において起案、承認を要する。
	土地・建物の借入（短期）及び土地・建物を除く固定資産の借入	●	●	●	◎ (予)		施設部プロパティ運用課において起案、承認を要する。
	部局間の所属換（移動先）（固定資産）	●	●	●	● (予)		施設部プロパティ運用課において起案、承認を要する。
	部局間の所属換（移動先）（少額資産）	●	●	●			施設部プロパティ運用課において起案、承認を要する。
	寄附資産の受入（重要財産を除く固定資産及び少額資産）	●	●	●	◎ (予)		施設部プロパティ運用課において起案、承認を要する。

（注）SDRとは、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）その他の国際

約束における特別引出権の単位をいい、邦貨換算額は、国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める。  
(政令第300号昭和55年11月18日) 第3条第1項の定めにより財務省告示される財務大臣の定める額を基礎として算出する。

【事務本部（人事部人事企画課）】

職務		権限						備考
職務権限及び責任	権限事項	掛長	課長補佐	課長	部長	財務担当理事	総長	
執行のこと	振替伝票の起案・決裁	○	◎					
	未収金計上伝票の起案・決裁	○	◎					
	未払金計上伝票の起案・決裁	○	◎					
申請・報告のこと (社会保険、所得税等)	関係機関への申請・報告等（他に定めのあるものを除く）	○	●	◎				
	関係機関への定例的な申請	○	◎					

（注）共済に関するものは別途定める。

【事務本部（施設部施設企画課）】

職務		権限						備考
職務権限及び責任	権限事項	掛長	課長補佐	課長	部長	財務担当理事	総長	
決算のこと	月次報告書の作成	○	●	●	◎ (経)			財務担当理事に提出（会計管理部監理課）。
契約（工事等）のこと	契約伺い（1000万円以上かつ随意契約に係るもの）	○	●	●	◎ (経)			
	契約伺い（500万円以上）	○	●	◎				
	契約伺い（500万円未満）	○	◎					
	予定価格調査の作成（1000万円以上かつ随意契約に係るもの）	○	●	●	◎ (経)			
	予定価格調査の作成（500万円以上）	○	●	◎				
	予定価格調査の作成（500万円未満）	○	◎					
	入札等の結果報告（500万円以上）	○	●	◎				
	入札等の結果報告（500万円未満）	○	◎					
	入札の執行		◎					落札者の決定通知を含む。
	見積書の微取	◎						
	契約決議書の決裁（50万円以上）		◎					
	契約決議書の決裁（50万円未満）	◎						
	発注書の作成・押印	◎						
	物品役務の検査（500万円以上）		◎					別に定めるものを除く。
	物品役務の検査（500万円未満）	◎						別に定めるものを除く。
外部資金のこと	未払金計上伝票の起案・決裁	○	◎					
	振替伝票の起案・決裁	○	◎					所掌する補助金等（機関補助）にかかる振替に限る。

## 【事務本部（施設部プロパティ運用課）】

職務		権限						備考
職務権限及び責任	権限事項	掛長	課長補佐	課長	部長	財務担当理事	総長	
届出・報告・回答のこと	関係機関への届出・報告・回答（重要なものを除く）	○	●	◎				
	関係機関への定例的な報告・回答（他に定めのあるものを除く）	○	◎					
決算のこと	振替伝票の起案・決裁	○	◎					
	決算仕訳伝票の起案・承認	○	●					起案・承認の上、会計管理部監理課に回付する。
契約のこと	契約伺い（1000万円以上かつ随意契約に係るもの）	○	●	●	◎ (経)			
	契約伺い（500万円以上）	○	●	◎				
	契約伺い（500万円未満）	○	◎					
	予定価格調査の作成（1000万円以上かつ随意契約に係るもの）	○	●	●	◎ (経)			
	予定価格調査の作成（500万円以上）	○	●	◎				
	予定価格調査の作成（500万円未満）	○	◎					
	技術審査の結果報告（500万円以上）	○	●	◎				
	技術審査の結果報告（500万円未満）	○	◎					
	技術審査の不合格通知（500万円以上）	○	●	◎				
	技術審査の不合格通知（500万円未満）	○	◎					
	入札等の結果報告（500万円以上）	○	●	◎				
	入札等の結果報告（500万円未満）	○	◎					
	入札の執行		◎					落札者の決定通知を含む。
	見積書の微取	◎						
	契約決議書の決裁（50万円以上）		◎					
	契約決議書の決裁（50万円未満）	◎						
	発注書の作成・押印	◎						
出納のこと	物品役務の検査（500万円以上）		◎					別に定めるものを除く。
	物品役務の検査（500万円未満）	◎						別に定めるものを除く。
	未払金計上伝票の起案・決裁	○	◎					
	出納担当者の委任・解任	○	●	●	◎ (経)			
	出納責任者の命免の申請	○	●	●	◎ (経)			
	預り金としての取扱申請	○	●	●	◎ (経)			
	預り金月次収支報告書の作成・承認	○ (出)	●	◎				
債権管理のこと	釣銭準備金の設定・変更・廃止の申請	○	●	●	◎ (経)			
	現金過不足報告書の作成・報告	○ (出)	●	●	◎ (経)	△		
	収納済額報告書の作成・報告	◎ (出)						事務本部出納責任者へ報告する。 経理単位「施設部」（清風会館収納金及び本部構内構整理料に限る。）に係る分
	現金残高報告書の作成・報告	◎ (出)						事務本部出納責任者へ報告する。 経理単位「施設部」（清風会館収納金及び本部構内構整理料に限る。）に係る分
資産管理のこと	未収金計上伝票の起案・決裁	○	◎					
	資産の有効活用方策	○	●	●	●	●	◎	経営協議会、役員会への報告を要する。

土地に関する購入の判断及び方針の決定	○	●	●	●	●	◎	役員会の審議、経営協議会への報告を要する。ただし、当該土地の取得について、概算要求等に係る施設整備事項を役員会及び経営協議会で審議する場合には、その審議をもってこれに代えるものとする。 なお、取得後、経営協議会への報告を要する。
土地を除く重要財産に関する購入・製作の判断及び方針の決定（取得価格5,000万円以上のもの）	○	●	●	●	●	◎	役員会の審議、経営協議会への報告を要する。ただし、当該重要財産の取得について、概算要求等に係る施設整備事項を役員会及び経営協議会で審議する場合には、その審議をもってこれに代えるものとする。
土地を除く重要財産に関する購入・製作の判断及び方針の決定（取得価格5,000万円未満のもの）	○	●	●	●	●	◎	
寄附資産（土地）の受入	○	●	●	●	●	◎	役員会の審議、経営協議会への報告を要する。 なお、取得後、経営協議会への報告を要する。
寄附資産の受入（土地を除く重要財産のうち取得価格5,000万円以上のもの）	○	●	●	●	●	◎	役員会の審議、経営協議会への報告を要する。
寄附資産の受入（土地を除く重要財産のうち取得価格5,000万円未満のもの）	○	●	●	●	●	◎	
寄附資産の受入（重要財産を除く固定資産及び少額資産）	○	●	●	●			起案、承認の上、会計管理部経理課に回付する。
損害保険の付保の決定	○	●	●	○ (資)			
損害保険の請求等に関すること	○	●	◎	△			
個別保険の変更等に関すること	○	●	◎				
不動産の登記等に関すること	○	●	◎				
土地・建物の貸付（長期）に関すること（自動販売機、電柱、携帯電話基地局等の小規模な施設の用途として使用させる場合を除く）	○	●	●	●	◎		固定資産管理責任者からの回付による。
土地・建物の貸付（長期）に関すること（自動販売機、電柱、携帯電話基地局等の小規模な施設の用途として使用させる場合）	○	●	●	○			固定資産管理責任者からの回付による。
宿舎の維持、運営に関することで重要なこと	○	●	●	○			
敷地境界確定に関することで重要なこと	○	●	●	○			
敷地境界確定に関することで軽易なこと	○	●	○				
拾得物に関すること	○	●	○				
工事等に伴う固定資産の増減に関すること	○	●	○				
使用責任者の任命				○ (資)			
亡失等の報告	○	●	●	● (資)	◎	△	部局固定資産管理責任者又は本部使用責任者の報告による。
不用決定（重要財産）	○	●	●	○ (資)			部局固定資産管理責任者又は本部使用責任者の報告による。決裁後、会計管理部監理課へ報告。
不用決定（重要財産を除く固定資産）	○	●	●	○ (資)			使用責任者の申請による。
不用決定（少額資産）	○	●	○				使用責任者の申請による。
処分（交換を含む）方法の決定（重要財産のうち取得価格5,000万円以上または残存価額50万円以上のもの）	○	●	●	●	●	◎	経営協議会、役員会の審議を要する。ただし、当該重要財産の処分について記載した中期計画または概算要求等に係る施設整備事項を経営協議会及び役員会で審議する場合には、その審議をもってこれに代えるものとする。 なお、土地の処分については、処分後、経営協議会への報告をする。
処分（交換を含む）方法の決定（重要財産のうち取得価格5,000万円未満かつ残存価額50万円未満のもの）	○	●	●	●	●	◎	
処分（交換を含む）方法の決定（重要財産を除く固定資産）	○	●	●	○ (経)			
処分（交換を含む）方法の決定（少額資産）	○	●	○				
土地・建物の貸付（一時）	○	●	●	○ (資)			使用責任者の承認を得る。 別に定めるものを除く。
物品の貸付・贈与	○	●	●	○ (資)			使用責任者の承認を得る。
部局間の所属換（移動先）（固定資産）	○	●	●	●			移動先部局使用責任者の申請による。 起案、承認の上、会計管理部経理課に回付する。
部局間の所属換（移動先）（少額資産）	○	●	●				
部局間の所属換（移動元）（固定資産）	○	●	●	○ (資)			移動先部局使用責任者の申請による。移動先部局の承認後、移動元部局使用責任者の承認を得、移動元部局で決裁を行う。
部局間の所属換（移動元）（少額資産）	○	●	○				

部局内での所属換	○	◎				移動先使用責任者は移動元使用責任者の承認を得た上で、申請を行う。
土地・建物の借入（長期）（新たに借入を行うもののうち1,000万円以上のもの）	○	●	●	●	●	◎
土地・建物の借入（長期）（新たに借入を行うもののうち1,000万円未満のもの及び借入の更新を行うもの）	○	●	●	●	◎	
土地・建物の借入（短期）及び土地・建物を除く固定資産の借入	○	●	●	●		
固定資産の借入の解約	○	●	●	◎ (資)		
施設部プロパティ運用課が所掌する全学共用スペース、全学施設及び本部構内構整理の維持、管理に関すること	○	●	◎			
資産の維持・管理に関する経常的なもの（上記に掲げるものを除く）	○	●	◎			

【事務本部（学務部学生課）】

職務		権限						備考
職務権限及び責任	権限事項	掛長	課長補佐	課長	部長	財務担当理事	総長	
外部資金に関すること	振替伝票の起案・決裁	○	◎					所掌する補助金等（機関補助）にかかる振替に限る。

【事務本部（国際交流室）】

職務		権限						備考
職務権限及び責任	権限事項	掛長	課長補佐	課長	部長	財務担当理事	総長	
外部資金に関すること	振替伝票の起案・決裁	○	◎					所掌する補助金等（機関補助）にかかる振替に限る。

（注） 該当する職位者が不在の場合は、上位職位者が権限行使する。

課長補佐が掛長を兼ねる場合において、同一の権限事項に係る課長補佐の職務については、上位職位者が権限行使する。

専門員が京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）第10条第7項により事務を分掌する場合は、課長補佐を専門員と読み替える。

専門職員が京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）第10条第9項により事務を分掌する場合は、掛長を専門職員と読み替える。

本表に記載された職位者以外の者へ職務権限及び責任を委譲する必要がある場合、経理責任者はその職務権限及び責任の範囲を明確にしたうえで、

財務担当理事へ申請し、承認を得なければならない。

備考：別表において ◎ 決裁者 ● 承認者 ○ 起案者 △ 報告先 を表し、（予） 予算責任者 （経） 経理責任者 （出） 出納責任者  
(資) 固定資産管理責任者は承認・決裁を表す。